

# 火山防災強化市町村ネットワーク 令和3年度総会

- 1 火山防災強化市町村ネットワーク規約一部改正（案）・・・P 1
  - 2 令和2年度事業実績（案）・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
  - 3 令和3年度事業計画（案）・・・・・・・・・・・・P 4
  - 4 国の令和4年度予算編成に向けての火山防災強化市町村ネットワーク  
要望事項（案）・・・・・・・・・・・・P 5
- 参考 火山防災強化市町村ネットワーク規約・・・・・・・・P 7

# 1 火山防災強化市町村ネットワーク規約一部改正（案）

弟子屈町、北秋田市、会津若松市、会津坂下町、日光市、沼田市、片品村及び熱海市から参画の申込があったため、別表に各市町村名を加えるとともに、表の形式を改めるものです。

火山防災強化市町村ネットワーク規約（令和2年7月14日施行）の一部を改正する規約を次のように定める。

別表を次のように改める。

## 別表（第4条関係）

北海道	函館市、釧路市、苫小牧市、千歳市、富良野市、登別市、伊達市、七飯町、鹿部町、森町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、壮瞥町、白老町、洞爺湖町、新得町、足寄町、 <u>弟子屈町</u> 、 <u>白糠町</u>
青森県	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、鱒ヶ沢町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、板柳町、鶴田町、中泊町、七戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村
岩手県	盛岡市、一関市、二戸市、八幡平市、滝沢市、雫石町
宮城県	栗原市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町
秋田県	横手市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、 <u>北秋田市</u> 、 <u>にかほ市</u> 、仙北市、小坂町、藤里町、羽後町
山形県	山形市、米沢市、酒田市、上山市、遊佐町
福島県	福島市、 <u>会津若松市</u> 、 <u>喜多方市</u> 、二本松市、本宮市、大玉村、下郷町、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、 <u>会津坂下町</u> 、湯川村、西郷村
栃木県	<u>日光市</u> 、 <u>那須塩原市</u> 、 <u>那須町</u>
群馬県	<u>沼田市</u> 、 <u>中之条町</u> 、長野原町、嬬恋村、 <u>片品村</u>
東京都	新島村、神津島村、八丈町、青ヶ島村
神奈川県	箱根町

新潟県	糸魚川市、妙高市
富山県	立山町
石川県	白山市
山梨県	富士吉田市、都留市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	松本市、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、王滝村、木曾町
岐阜県	高山市、下呂市、白川村
静岡県	熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、長泉町、小山町
長崎県	島原市、雲仙市、南島原市
熊本県	阿蘇市、高森町、南阿蘇村
大分県	別府市、竹田市、宇佐市、由布市、日出町、九重町
宮崎県	都城市、小林市、えびの市、高原町
鹿児島県	鹿児島市、垂水市、霧島市、三島村、十島村、湧水町、屋久島町

#### 付 則

この規約は、令和3年7月21日から施行する。

## 2 令和2年度事業実績（案）

### （1）設立・要望活動

令和2年	7月14日（火）	設立	
	7月29日（水）	要望活動	文部科学省、気象庁、財務省、 内閣府、総務省、国土交通省、林野庁、 厚生労働省（書面）
	8月6日（木）	〃	気象庁（リモート）
	11日（火）	〃	内閣府（リモート）
	11月12日（木）	〃	財務省（火山防災強化推進都道県連盟合同）

### （2）情報共有

#### ① NEWS LETTERの発行

令和2年	10月	第1号	（鹿児島県鹿児島市 火山防災対策紹介動画）
	11月	第2号	（山梨県富士吉田市 富士山噴火に備えた火山防災対策）
	12月	第3号	（鹿児島県鹿児島市 桜島火山爆発総合防災訓練）
令和3年	1月	第4号	（長崎県島原市 自主防災組織と災害に強いまちづくりの 取り組み）
	2月	第5号	（北海道鹿部町 火山防災啓発活動の取り組み）
	3月	第6号	（北海道美瑛町 十勝岳噴火総合防災訓練）

#### ② その他

令和3年	1月	鹿児島市火山防災スペシャリスト養成研修（2月）の案内
------	----	----------------------------

※市町村ネットワークの事業等については、鹿児島市ホームページにおいても紹介。

### 3 令和3年度事業計画（案）

#### （1）総会・要望活動・研修等

令和3年 7月21日（水）	令和3年度総会（書面開催）
8月	要望活動（内閣府、気象庁等への要望書提出）
10月	研修会（リモート）

※火山防災強化推進都道県連盟と連携した要望活動も検討。

#### （2）情報共有

##### ① NEWSLETTERの発行

火山防災強化市町村ネットワークに参画する市町村が連携し、火山防災にかかる知識・経験の蓄積と情報共有を図るため発行（令和3年度から毎偶数月発行）。

##### ※令和3年度の実績

令和3年 4月	第7号（鹿児島県鹿児島市 次世代に「つなぐ」火山防災教育）
6月	第8号（群馬県長野原町 正しく知って、正しく畏れる浅間山の火山防災）

##### ② その他

随時、参画市町村の火山防災に関する取組等を共有。

##### ※令和3年度の実績

令和3年 4月	火山防災強化推進都道県連盟「降灰対応マニュアル」の共有
6月	火山防災強化推進都道県連盟による火山法制度の整備に係る要望活動概要の共有

## 4 国の令和4年度予算編成に向けての 火山防災強化市町村ネットワーク要望事項（案）

要望項目に「降灰対策に係る施策の検討」を加えるものです。

---

### 1. 火山の研究及び監視・観測体制の充実・強化

火山噴火による被害を最小限とするため、火山活動の解明・予測に向けた研究や、監視・観測体制の充実・強化を図るとともに、これらの取組がより一層推進されるよう、所要の予算の十分な確保を図ること。

### 2. 避難計画の策定及び幹線道路閉塞解消に向けた体制強化

火山活動による被害想定調査を早急に実施し、それに即したハザードマップや県境をまたぐ広域避難も見据えた具体的な避難計画を関係自治体の意見を踏まえ、国が主導して作成・改訂すること。

また、幹線道路閉塞時における避難・救助活動等の制約の早期解消に向けた体制強化のための支援措置を講じること。

### 3. 火山活動対策の財源措置などの充実・強化

火山活動が活発な地域においては、その対応に多額の経費を要しているため、特別交付税による財源措置などの充実・強化を図ること。

### 4. 降灰対策に係る施策の検討

火山噴火は発生頻度が低いものの、ひとたび噴火が起こり、降灰に見舞われた場合、市町村はノウハウがない中で対応に追われることから、降灰による被害軽減のため、それぞれの火山の特性・地域の状況に応じた降灰除去や健康対策、防災営農などに関するマニュアルを作成すること。

また、大量の降灰に対しては、市町村単独による対策に限界があることから、降灰の除去をはじめ、火山灰の仮置き場や処分場の確保・調整等を含めた広域的な観点からの対策を検討すること。

## 5. 避難路・退避壕の整備及び社会資本整備の国直轄の推進

火山地域の防災対策に万全を期するため、避難路・退避壕等の整備を拡充するとともに、火山砂防事業及び地域防災対策総合治山事業など「減災」の視点を取り入れた社会資本整備を国直轄で推進すること。

## 6. 大規模噴火発生時におけるガイドラインの作成

大規模噴火が発生し、大量軽石火山灰の降下などが生じた場合は、地域住民の生活や社会経済活動に大きな混乱をきたすことが懸念されることから、火山地域における効果的な防災対策を推進するため、大規模噴火発生時における情報収集や警戒避難体制の確保についてのガイドラインを作成すること。

## 7. 大規模噴火発生時における避難行動要支援者の避難先の確保・調整

大規模噴火時には、県境をまたいだ広域避難も想定されることから、医療機関や社会福祉施設における避難行動要支援者の避難先について、事業所や市町村による調整は困難かつ混乱を招く恐れがあるため、予め避難先の確保・調整が必要な市町村に対し、措置を講じること。

## 火山防災強化市町村ネットワーク規約

(名称)

第1条 この組織は、火山防災強化市町村ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 本ネットワークは、市町村における火山防災の強化推進を目的とする。

(事業)

第3条 本ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 市町村における火山防災の強化推進に係る要望活動に関すること。
- (2) 火山防災に係る知識・経験の蓄積と情報共有に関すること。
- (3) その他本ネットワークが特に定めること。

(組織)

第4条 本ネットワークは、別表に掲げる市町村の代表者（以下「会員」という。）をもって組織する。

(役員)

第5条 本ネットワークに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 15名以内

(役員を選任)

第6条 会長は、鹿児島市長とする。

- 2 副会長及び幹事は、会員の中から、会長が指名するものとし、その任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員職務)

第7条 会長は、会務を総理し、本ネットワークを代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代行する。
- 3 副会長及び幹事の任期が満了した場合においても、後任が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(会議)

第8条 本ネットワークの総会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、総会の議長となり、議事を整理する。

(総会の議事)

第9条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 市町村における火山防災の強化推進に係る要望内容



(2) その他会長が必要と認めた事項

(議事の運営)

第10条 総会は、会員の半数以上が出席することをもって開くことができることとし、やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の規定にかかわらず、総会を開くことができない事態が生じた場合は、書面により、審議し、決定することができる。

3 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第11条 本ネットワークの事務を処理するため、事務局を鹿児島市に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めのあるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規約は、令和2年7月14日から施行する。

別表（第4条関係）

北海道	藤崎町	山形県	妙高市	長泉町
函館市	大鰐町	山形市	富山県	小山町
釧路市	板柳町	米沢市	立山町	長崎県
苫小牧市	鶴田町	酒田市	石川県	島原市
千歳市	中泊町	上山市	白山市	雲仙市
富良野市	七戸町	遊佐町	山梨県	南島原市
登別市	おいらせ町	福島県	富士吉田市	熊本県
伊達市	三戸町	福島市	都留市	阿蘇市
七飯町	五戸町	喜多方市	身延町	高森町
鹿部町	田子町	二本松市	西桂町	南阿蘇村
森町	南部町	本宮市	忍野村	大分県
上川町	新郷村	大玉村	山中湖村	別府市
東川町	岩手県	下郷町	鳴沢村	竹田市
美瑛町	盛岡市	北塩原村	富士河口湖町	宇佐市
上富良野町	一関市	磐梯町	長野県	由布市
中富良野町	二戸市	猪苗代町	松本市	日出町
南富良野町	八幡平市	湯川村	小諸市	九重町
壮瞥町	滝沢市	西郷村	佐久市	宮崎県
白老町	雫石町	栃木県	軽井沢町	都城市
洞爺湖町	宮城県	那須塩原市	御代田町	小林市
新得町	栗原市	那須町	王滝村	えびの市
足寄町	蔵王町	群馬県	木曾町	高原町
白糠町	七ヶ宿町	中之条町	岐阜県	鹿児島県
青森県	川崎町	長野原町	高山市	鹿児島市
青森市	秋田県	嬬恋村	下呂市	垂水市
弘前市	横手市	東京都	白川村	霧島市
八戸市	湯沢市	新島村	静岡県	三島村
黒石市	鹿角市	神津島村	三島市	十島村
五所川原市	由利本荘市	八丈町	富士宮市	湧水町
十和田市	にかほ市	青ヶ島村	伊東市	屋久島町
つがる市	仙北市	神奈川県	富士市	
平川市	小坂町	箱根町	御殿場市	
鱒ヶ沢町	藤里町	新潟県	裾野市	
西目屋村	羽後町	糸魚川市	伊豆市	